

区長への主なご意見・回答

内容から個人が特定されるものは除いてあります。

区からの回答は当時のものです。現在とは異なる場合があります。

【問合せ】 すぐやる課 電話03-5654-8448（直通）

◆桜の木の植え付けについて 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

上千葉砂原公園についてのお願いです。散りゆく桜の下、連日親子でにぎわっています。桜の木も殆どが老木となり、枝枯れがたくさんあり寂しい限りです。年々木を切ってしまいますが、若い木の植え付けがなく多くの住民が利用する公園を守るために若い木の植え付けを強く望みます。

外に出て人や花と触れ合い生きがいを感じてほしいです。区も大変でしょうが、小さな楽しみも残してください。お願いします。

【回答】 必要

上千葉砂原公園への若木の植え付け要望についてお答えいたします。

区では、区民が気軽に集い、憩えるオープンスペースとして、公園内に桜をはじめ、四季や生態系を感じられる樹木などの植物を植えて管理しています。特に桜につきましては、お話のとおり、お花見の時期はとても賑わっており、公園の桜の木が地域の皆様にとっても親しまれていると区としても感じております。

樹木等の維持管理については、日常の巡回による点検や枝葉の剪定などを行っておりますが、植樹されてから長期間経過し、老木化が進んでいる樹木もあることから、公園の改修時や倒木の危険性があるものについては区で伐採や植え替えなどの対応をしているところです。

ご要望の若木の植え付けでございますが、本公園については、公園全体の改修を将来予定しており、その際には、樹木の再配置等を検討し、新しい樹木の植栽も行う予定です。今回植栽した場合に、工事のためすぐに撤去とならないよう配慮しながら、若木の植え付けについて判断いたします。

また、若木を新植する際には、植栽間隔が狭いと、将来枝が重なり、健全な生育ができなくなってしまうため、樹木が将来健全に生育できる広いスペースを確保できるかについても併せて確認し、植栽可能かを検討いたします。

今回は貴重なご意見をありがとうございました。引き続き、皆様に親しまれる公園の維持管理に努めてまいります。

【その後の対応】

現地を確認しましたところ、桜が十分に生育でき、かつ、利用者が安全に活動でき憩える場所として、大型遊具前に適したスペースがございましたので、こちらに新植することで進めております。新植する時期につきましては、桜の若木への負担が少ない秋から冬を予定しております。

【担当】 公園課

◆ 戸籍謄本の取得に必要な期間について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

転籍届を提出し、反映した戸籍謄本を希望したら3営業日かかると言われました。あまりにも遅いと思います。以前に他市で同様の手続きをした時は即日で対応してもらえたので、そのつもりで区役所に来ました。葛飾区はサービスが悪すぎると思います。

新年度を理由にして即日発効ができないのか、そもそもの葛飾区のやり方なのかはわかりませんが、今後はホームページの目につく箇所に、「3営業日必要となる」と明記してほしいです。非常に不愉快に感じました。

【回答】 必要

この度は、転籍届後の戸籍謄本の取得までにお時間がかかり、大変申し訳ございませんでした。

区では、戸籍の届出を受理してから戸籍謄抄本を取得できるようになるまでに、原則3営業日いただいております。これは、戸籍が日本国民の身分を公証するものであることから慎重に作成すべきものであり、複数人による厳格な確認作業を要することなどからお時間をいただいているものです。

また、年末年始やゴールデンウィーク等の期間においては、平時の申請に加えて閉庁期間の受付分も事務処理が必要となるため、交付までに更にお時間をいただいております。

ご意見にありましたホームページへの明記の件ですが、これまでホームページには年末年始等の特別にお時間をいただく際にのみ掲示しておりましたが、平常時においても戸籍謄本の取得にかかるお時間についてホームページに掲載し、区民の皆様へお知らせしてまいります。

【担当】 戸籍住民課

◆子育てサービスについて 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

今年葛飾区へ引っ越してきました。小さな子どもがいるため、区の子育てサービスなどで利用できるものはないか区のホームページを確認しましたが、細かくありすぎて我が家にどのサービスが適しているのかわかりませんでした。サービスの対象となっても、利用できていない人が多くいるのではないかと思います。子育てサービスについてわかりやすい一覧表のような案内を作成し、転入者でもすぐに利用できるようにしてほしいと思います。

【回答】 不要

【担当】 子育て政策課

【参考】

妊娠期から育児期における主な給付・助成制度について、区公式ホームページでお知らせしております。

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000056/1031709.html>

◆ 公園内の時計設置について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

自宅近くの災害時に避難場所となっている公園に時計を設置してほしいです。また、同様に避難場所等に指定されているほかの公園にも必要だと思います。

【回答】 必要

避難場所の公園への時計設置についてお答えいたします。

葛飾区の公園や児童遊園では、規模や利用状況、地域要望などにより検討を行ったうえで時計を設置しております。

今回ご要望いただいた公園における時計設置につきましては、設置位置検討や予算措置にお時間をいただきますが、設置に向けて検討してまいります。

また、避難場所や一時集合場所などが指定されている公園・児童遊園への時計設置につきましても、今後の公園改修を検討する際の参考とさせていただきます。

今回は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

【担当】 公園課

◆ 高齢者の移動サービスについて 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

80代の母親を持つ区民です。高齢者向けの新たな取組として、例えば月額5,000円で区内ならタクシーが乗り放題になるというサービスを取り入れてはいかがでしょうか。通院や買い物など、タクシー乗り放題サービスがあれば高齢者は助かると思いますし、高齢者の運転免許の返納率も上がると思います。財政的な課題もあるとは思いますが、試験的に様々なことにチャレンジするのは良いことだと思います。

【回答】 必要

高齢者向けタクシー乗り放題サービスについてのご意見にお答えいたします。

ご提案いただきました月額制の「高齢者タクシー乗り放題」につきましては、国において実証実験などが行われておりますが、導入に向けては国の制度改正も必要となることから、現在実施する予定はございません。今回のご意見については、今後の高齢者等施策の参考とさせていただきます。

なお、高齢の方が病院や買い物に行く手段として、70歳以上の方であれば、「東京都シルバーパス（以下、シルバーパスという。）」をご利用いただくことが可能です。

シルバーパスをお持ちの方は、都バスや都内民営バス（京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラルほか）、都営地下鉄などを年間所得金額が135万円以下の方は年間1,000円、135万円を超える方は6か月10,255円、1年間20,510円で、何回でもご利用いただくことができます。

シルバーパスの購入をご希望される場合は、以下の問合せ先で詳しい購入方法などをご案内しておりますので、お問合せください。

問合せ先 一般社団法人東京バス協会 03-5308-6950
午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

【担当】 高齢者支援課

◆ 柴又おりつ地蔵尊の管理について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

柴又駅前の『おりつ地蔵尊』について申し上げます。私も柴又のことは良く知っているつもりでしたが、ひっそりと建つこの祠に気づいたのは、ずいぶん後になってからのことでした。

入口にある『おりつ地蔵尊の由来』を読んで祠の中に入ると、その姿にドキッとさせられます。まるでこのお地蔵さんがおりつの悲哀をそのまま引き受けたかのように感じます。

日本全国にお地蔵さんは数あれど、これほど心を打たれるものはそう多くないと思います。

柴又の参道の景観は、もちろん素晴らしいですが、地区として本当に守るべきはこの『おりつ地蔵尊』ではないでしょうか。

結論を申し上げます。葛飾区の予算で『おりつ地蔵尊』の今後の存続と管理をしていただけませんかでしょうか。

【回答】 必要

お問い合わせの内容につきましてお答えいたします。

区では、有形無形を問わず、歴史・芸術・学術的な価値のあるものや、風俗慣習・民俗芸能で生活の推移の理解のため欠くことのできないものを、葛飾区指定・登録文化財として認定しておりますが、文化財の管理についてはその所有者が行うこととなっております。これは文化財に認定されていない地蔵等も同様です。

おりつ地蔵は、昭和初期のある貧困家庭の出来事について地域住民の心願から昭和20年代に私有地に建立されたものであり、古代以来の歴史と文化が発展してきた葛飾区においては、歴史資料としての歴史的・学術的な特色が著しく高い文化財相当のものにとらえることは現時点で難しいと考えております。

管理については引き続き所有者の方に行っていただくこととなりますが、これまで地域で大切に守り、受け継がれてきたものでもありますので、所有者や管理者の皆様とこれからも継承していけるような取組を検討してまいります。

【担当】 生涯学習課

◆ドッグランの設置について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

中川の土手にドッグランを設置してもらえないでしょうか。中川中学校の裏手や、東立石緑地公園の一部に設置を希望します。水元公園にドッグランがあることは存じておりますが、自宅と離れているため、頻繁には利用できません。

【回答】 必要

土手へのドッグラン設置要望についてお答えいたします。

ご意見にありますように、葛飾区内にドッグランのある公園は都立水元公園しかございません。公園内にドッグランを設置するためには、ドッグランに見合った広さの敷地が必要なこと、犬の苦手な方や設置に伴い発生する犬の鳴き声や臭いによる環境面の影響、近隣住民のご理解が必要なことなど課題が多いことから、今のところ区では公園内にドッグランを整備していくという具体的な予定はございません。

また、ご要望にございます東立石緑地公園につきましては、公園を整備する際に地元町会の方々と立ち上げた協議会の中で、ドッグランの整備について、様々な議論を行った結果、設置しないこととした経緯がございます。中川中学校の中川側裏の土手につきましては、東京都が管理する土地であるため、東京都にお問い合わせ願います。

これまでもドッグランを設置してほしいという区民の方からのご要望をいただいていることから、今後ドッグランの整備を計画し検討していく機会がありましたら、今回頂きましたご意見を参考にさせていただきたく存じます。

今回は、貴重なご意見をありがとうございました。今後も皆様が、楽しめる公園づくりに努めてまいります。

【担当】 公園課

◆ 保育園の送迎サービスと個人面談のオンライン化について
令和5年4月～6月受付

【ご意見】

＜保育園の送迎実施について＞

現在夫婦フルタイムの共働きのため、残業で突発的にお迎えに間に合わない日があります。これを回避するため、サポート会員に子どもを一時的に預かってもらえるファミリーサポート制度の登録に行きましたが、フルタイムの利用が想定されていないのか、あらかじめ利用する曜日が決まっていないと難しいと言われました。そのため、シッターの登録を行いました。近所にはおらずこちらでも使用が厳しい状況です。お互いの実家は遠方で頼れる親戚等はありません。親族以外の方に無償でお願いするということも考えておりません。

保育園のサービスとして、区から補助を出し、送迎サービスを導入するということはできないでしょうか。人材確保の問題もあるかと思いますが、現保育士の方々の負担にはならないような送迎だけに特化したサービスを保育園の預かりの一環としてご検討頂けますと幸いです。

＜保育園・小学校個人面談のオンライン化＞

厚労省では、個人面談のオンライン化が推奨されていますが、実際双方に確認したところ実施していないというのが現状です。

仕事の繁忙期に、10分程度の時間で参加しますが、学校まで往復する時間の方が長くなっていてあまりに非効率です。

オンライン面談を義務化していただくことは可能でしょうか。共働きのために葛飾区もオンライン化を進めていただけると有難いです。子どものために参加したい気持ちはあるのですが時間がないことで困っています。

【回答】必要

はじめに、保育園における送迎サービス及びオンライン個人面談の義務化の件についてお答えいたします。

葛飾区では、保護者の方の超過勤務や多様な勤務形態に対応できるよう、これまで保育園における延長保育の導入を進めてまいりました。保育園の降園時における送迎サービスの導入については、いただいたご意見を踏まえながら、保護者ニーズや他自治体の事例も収集しつつ検討してまいります。

保育園における個人面談につきましては、面談の実施方法に対する考え方や、オンライン端末等の環境は各保育園によって異なるため、現時点では区

が一律にオンライン面談の義務化をすることは難しい状況です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大後、国が保育士研修のオンライン化に対して補助を行うなど、オンラインに関する状況は変化しておりますので、適宜、国や都からの情報を保育園と共有しながら、より良い保育サービスの実現を推進してまいります。

次に、小学校の個人面談のオンライン化についてお答えいたします。

区立小学校が実施している個人面談や家庭訪問等は、地域や保護者からのご要望や実態に応じ、各学校が工夫しながら実施しておりますので、個人面談の時間やオンラインでの実施については、学校までご相談くださいますようお願いいたします。

教育委員会では、保護者のご希望に応じて個人面談をオンラインで実施することも選択肢の一つと考えておりますが、全ての学校一律に義務化することは現時点においては考えておりません。今後、保護者の方がより参加しやすい実施方法等について検討を行ってまいります。

【担当】 子育て施設支援課、指導室

◆ 災害時における区公式ホームページについて 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

先日の大雨の際に葛飾区のホームページにアクセスしましたが、エラーメッセージが表示されました。災害時（発生直前）にアクセスが集中して、トップページでもエラーメッセージが表示される状況というのは、防災が何も出来ていないことだと思います。

情報を求めてアクセスが集中することは誰でも予想できますし、だからこそ災害時モード（ミラーサイト）を用意している自治体があるわけです。

サーバーを切り替えて負荷を分散させればいいだけで、防災の基本中の基本だと思います。こうした葛飾区の現状を区長に知ってもらいたいと思います。

【回答】 必要

区公式ホームページへのご意見についてお答えいたします。

区公式ホームページには、負荷の軽い災害モードを備えてあります。

先日の台風2号の際、国土交通省が送信したエリアメールによる急激なアクセス数増加を予見できず、サーバーに負荷が集中してしまいました。今回の経験を踏まえ、災害モードに切り替えるタイミングについて検討してまいります。

また、災害時等におけるアクセス集中によるホームページの負荷軽減策として、区ホームページのバックアップサイトを用意しています。区ホームページとバックアップサイトは、URL が異なるだけで見た目は同じものになります。

区ホームページ URL : <https://www.city.katsushika.lg.jp>

バックアップサイト URL : <http://www2.city.katsushika.lg.jp>

つながりにくい場合に備えて、事前にバックアップサイトをブラウザのお気に入り等に登録していただければと思います。

今後は区民の皆様に対してもバックアップサイトの周知に努めてまいります。

【担当】 広報課

◆ 保険料決定通知の発送について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

国民健康保険料の算出が遅すぎます。早く算出して国民に周知をしてほしいです。国保年金課ではたくさんの職員がいるのにも関わらず、なぜあんなに計算が遅いのでしょうか。万単位のお金を用意しなければならないため、家計の予算の目途がたちません。

また、納付書が届いてから納付期限までが10日程となっており、期間が短いです。

【回答】

この度は保険料決定通知書についてご意見をいただきありがとうございます。住民税の申告から保険料決定通知書をお送りするまでのスケジュールについてご説明いたします。

住民税の申告を3月15日までに行っていただいてから約2か月間、税務課で申告内容の入力作業を行っております。その後、国保年金課では税情報をシステムへ取り込み、保険料の計算をするにあたり、膨大なデータを確実にシステムに取り込むため検証作業を2回行っております。保険料の計算を行った後に国民健康保険の加入・喪失等の異動があった方の情報を可能な限りデータに反映させ、令和5年度については6月14日に保険料決定通知書を郵便局へ持ち込み発送いたしました。そのため、住民税の申告を締め切ってから区民の皆様へ保険料決定通知書をお送りするまでに例年3か月ほどの期間を頂戴しております。

国民健康保険料の納期限については、国民健康保険条例第18条第1項で6月から3月までの各月の月末と定めておりますが、ご意見にもありますとおり、送付翌日の配達や土日配達の廃止という郵便事情も鑑みながら、保険料決定通知書の発送スケジュールを検討してまいります。

【担当】 国保年金課

◆ 区道上の蚊の対策について 令和5年4月～6月受付

【ご意見】

今の時期、区道上に蚊の大群による蚊柱が発生しており、歩道を歩く際にゴーグルやマスクで覆わなければ、顔に付くなど被害にあってしまいます。

蚊を避けて車道に出ることは危険だと思うので、蚊の大群を区で駆除してもらえないでしょうか。

【回答】 必要

蚊柱に関するご意見についてお答えいたします。

区では毎年、蚊の発生を抑制する目的で、区道の雨水桝に成長抑制剤を投下しております。今回ご意見のありました道路につきましては、当該散布ルートに入っていなかったため、7月5日に職員が現場に伺い、雨水桝を中心に成長抑制剤を投下し、成虫に対しては殺虫スプレーを散布しました。また、今後も継続して散布するよう、新たに散布ルートに追加しました。

【担当】 生活衛生課